

平成23年 4月 8日

三重県

総務部 予算調整室

連絡先 059-224-2216

専決処分について

平成23年度4月補正予算

今回の専決処分による補正予算は、東日本大震災に対する支援策として、平成23年度の年度当初から緊急に対応が必要となる経費について、所要の措置を講じようとするものです。

【専決処分日】平成23年4月8日

【4月専決後の予算規模】

(単位:千円、%)

	22年度最終 予算額	23年度補正 前の額	4月専決額	補正後累計	伸び率	
					/	/
一般会計	708,019,193	651,423,153	238,086	651,661,239	8.0	0.0
特別会計	126,773,772	120,568,728		120,568,728	4.9	0.0
企業会計	61,171,114	59,756,443	584	59,757,027	2.3	0.0
合計	895,964,079	831,748,324	238,670	831,986,994	7.1	0.0

1 一般会計の内容

238,086千円

(1) 県内の水産業被害対策にかかる経費

128,192千円

大規模地震津波災害緊急対策事業費交付金(85,000千円)

津波により発生した被害に対し、沿岸漁場環境の回復のために行う、へい死魚の処理や残骸・がれきの撤去等に要する経費に対して支援する。

漁業近代化資金利子補給上乘せ(13,192千円)

津波により甚大な被害を受けた県内漁業者の漁業経営の再生を支援するため、復旧に必要な資金(運転資金、設備資金)の借入を円滑化するとともに、利子負担の軽減を図る。

大規模地震津波災害緊急力キ種苗確保対策事業(30,000千円)

津波の被害により、宮城県からの種ガキの入手が困難となっており、本県の力キ養殖業の維持を図るため、天然採苗技術と人工種苗生産技術の普及・開発に取り組み、種ガキの安定的な供給体制を確立する。

- (2) みえ災害ボランティア支援センターの運営にかかる経費 17,794千円
被災地でのボランティア活動を支援するために設置された「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に必要となる経費を負担する。
- (3) 被災地への医療関係者、市町保健師の派遣等にかかる経費 46,947千円
県が派遣要請した医療機関に従事する医師、看護師、薬剤師や市町の保健師等が、被災地で医療支援活動を行うために必要となる経費を負担する。
- (4) 被災者受入にかかる経費 37,278千円
県内の旅館・ホテル等を被災者の一時的な避難所として無料提供するとともに、職員公舎、国家公務員宿舎、県営住宅に被災者を受け入れるために必要となるガスコンロ、照明器具等を設置する。
- (5) 救援物資搬送にかかる経費 7,875千円
救援物資をトラック運送により被災地へ搬送する。
- (6) 今回の補正予算の財源
補正に必要となる財源については、基金繰入金として財政調整基金で237,086千円、寄附金（企業からの水産業被害対策）として1,000千円を充当する。

2 企業会計の内容	584 千円
-----------	--------

- (1) 被災者受入にかかる経費 584千円
被災者を受け入れるために必要となる職員公舎のガスコンロ、照明器具を設置する。
工業用水道事業会計（365千円）
電気事業会計（219千円）

県税の特例措置に関する条例の一部改正

今回の専決処分は、「三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例」の一部改正を行い、その適用期限を平成25年3月31日まで延長しようとするものです。

【専決処分日】平成23年3月31日